

ゴミの野焼き（野外焼却）は禁止です

違反すると、5年以下の拘禁刑又は1,000万円以下の罰金（又は併科）の対象となります。



・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物を野焼き（野外焼却）することは、原則禁止されています*

・ 茨城県生活環境の保全等に関する条例
ゴム、硫黄、タールピッチ、皮革、合成樹脂・合成繊維、廃油や、これら以外の燃焼に伴ってばい煙や悪臭を発生するものの屋外での多量燃焼行為が禁止されています

(※)例外

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
※廃プラスチック類（ビニール等）はこれに含まれない
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

野焼きは、平成13年4月1日の法改正以降（上記の例外を除き）原則禁止です。例外に当たり得る場合でも、野焼きの煙・臭い等により生活環境保全上の支障（健康被害含む）が生じている、又はそのおそれがある場合は、例外として扱われないことがあります。

そのため、昔から野焼きが行われてきた地域であっても、指導等の対象となり得ます。

野焼きでお困りの場合はお住まいの市町村、『不法投棄 110 番』へご相談ください。火災の危険がある場合はすぐに 119 番へ。

フリーダイヤル いつもみんなで みはれ
『不法投棄 110 番』TEL: 0120-536-380

受付時間：平日 8時30分～17時15分（受付時間外は、最寄りの警察署へ）



茨城県



茨城県警察